

令和3年度厚木市文化会館低木刈込業務委託仕様書

公益財団法人厚木市文化振興財団(以下「甲」という。)が、受託者(以下「乙」という。)に対して委託する厚木市文化会館低木刈込業務の内容は、この仕様書に定めるところによる。

1 目的

乙は、厚木市文化会館(以下、「文化会館」という。)敷地内の低木の刈込を行い、植栽木を適切に管理して健全な生育を促すとともに、美観の維持に努めるものとする。

2 履行期間

令和3年8月23日から令和3年12月13日まで。

3 業務内容

(1) 樹木の剪定及び刈込に関すること。

なお、常に樹形と景観との整合を図り、作業の実施にあたっては、その都度甲の監督員(財団職員)の指示及び確認を受けるものとする。

(2) その他、低木の管理に関すること。

(3) 剪定廃棄物の処理に関すること。

4 対象樹木

オオムラサキツツジ、ヒラドツツジ、ドウダンツツジ、サツキ、グミほか
樹高2m以下の樹木

5 特記事項

(1) 対象樹木の剪定・刈込を行い、照明等を隠す枝、敷地内から越境する枝については、特に強く剪定する。

(2) 通行者に配慮し、歩道に隣接する箇所などは、手刈りで行う。

(4) 樹木に消毒の必要が生じた場合は、速やかに甲(財団職員)に報告し、別途協議する。

(5) 作業後は作業場所を清掃し、作業で出たゴミや残材は、持ち帰り適切な方法で処分する。

7 報告書の作成、提出

作業ごとに作業開始前、作業実施中及び作業終了後の写真を撮影し、報告書を2部作成する。作成した報告書は、1部提出し、1部は乙が保存する。

なお、報告書の保存期間は5年とする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、別途協議する。

令和3年度厚木市文化会館中高木剪定業務委託仕様書

公益財団法人厚木市文化振興財団(以下「甲」という。)が、受託者(以下「乙」という。)に対して委託する厚木市文化会館中高木剪定業務の内容は、この仕様書に定めるところによる。

1 目的

乙は、厚木市文化会館(以下、「文化会館」という。)敷地内の中高木の剪定を行い、植栽木を適切に管理して健全な生育を促すとともに、美観の維持に努めるものとする。

2 履行期間

令和3年7月2日から令和4年3月25日まで。

3 業務内容

(1) 敷地内中高木樹の剪定に関すること。

なお、常に樹形と景観との整合を図り、作業の実施にあたっては、その都度甲の監督員(財団職員)の指示及び確認を受けるものとする。

(2) その他、低木を除く樹木の管理に関すること。

(3) 剪定枝の廃棄に関すること。

4 対象樹木

樹木管理表(別表1)のとおり

5 特記事項

(1) 対象樹木の強剪定を行い、架線に接近する枝、照明等を隠す枝、敷地内から越境する枝については、特に強く剪定すること。

(2) 市道沿いの樹木の剪定については、作業帯を明示するとともに、誘導員を配置し、安全に歩行者・通行車両等の誘導を行うこと。

(3) 通行者に配慮し、歩道に隣接する箇所などは、手刈りで行うこと。また、幹周60cm以上の樹木の剪定については、高所作業車を使用すること。

(4) 施設等に損傷の恐れがある場合は、吊るし伐り等の適切な処置を行うこと。

(5) その他、近隣住民からの苦情やトラブル、事故等のないように安全対策を講じること。

(6) 樹木に消毒の必要が生じた場合は、速やかに甲(財団職員)に報告し、別途協議すること。

(7) 作業後は作業場所を清掃し、剪定による発生材(廃棄物や残材)は、持ち帰り適切な方法で処分する。なお、リサイクル施設等へ持ち込む場合は、伝票(コピーも可)を甲に提出するとともに、処分量について報告すること。

7 報告書の作成、提出

作業ごとに作業開始前、作業実施中及び作業終了後の写真を撮影し、報告書を2部作成する。作成した報告書は、1部提出し、1部は乙が保存する。

なお、報告書の保存期間は5年とする。

8 関連法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関連する関係諸法令及び条例等を遵守して行うこと。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、別途協議する。

別表 1

令和3年度厚木市文化会館中高木剪定業務委託 樹木管理表

No.	樹木名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	クスノキ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
2	カシノキ(シラカシ)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
3	スダジイ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
4	モッコク	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
5	キンモクセイ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
6	マテバシイ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
7	ヤマモモ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
8	タイサンボク	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
9	ザルズバリ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
10	モミジ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
11	イチョウ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
12	ザクロ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
13	ハナミズキ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
14	シダレザクラ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
15	ヤナギ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
16	ケヤキ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
17	ナワシログミ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
18	サツキ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
19	オオムラサキツツジ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
20	ヒラドツツジ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
21	ドウダツツジほか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
22	施肥等	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

- 指示事項 1 施肥を実施する場合は、普通化成肥料8-8-8 (0.2kg / m²・同等品可) とする。
- 2 具体的な実施時期の作業工程表を提出すること。なお、状況により、実施時期の変更を余儀なくされる場合があるため、天候等を考慮して工程表を作成すること。
- 3 作業日程に変更がある場合には直ちに甲に連絡し、再度日程を調整すること。

令和2年度厚木市文化会館高木せん定業務委託仕様書

公益財団法人厚木市文化振興財団(以下「甲」という。)が、受託者(以下「乙」という。)に対して委託する厚木市文化会館高木せん定業務の内容は、この仕様書に定めるところによる。

1 目的

乙は、厚木市文化会館(以下、「会館」という。)敷地内の高木のせん定を行い、植栽木を適切に管理して健全な生育を促すとともに、美観の維持に努めるものとする。

2 履行期間

令和3年2月1日から令和3年3月31日まで。

3 業務内容

- (1) 落葉樹1本(ヤナギ)を含む敷地内の常緑高木のせん定に関すること。
- (2) 樹木の施肥に関すること。
- (3) その他、高木、中高木の管理に関すること。
- (4) せん定廃棄物の管理に関すること。

4 対象樹木

別表1のとおり

5 敷地概要

別図のとおり

6 特記事項

- (1) 対象樹木の基本せん定を行い、架線に接近する枝、照明等を隠す枝、敷地内から越境する枝については強せん定すること。
- (2) 市道沿いの樹木については早急にせん定を行い、当該箇所の作業実施に当たっては、作業帯を明示するとともに、誘導員を配置し、安全に歩行者・通行車両等の誘導を行うこと。
- (3) 通行者に配慮し、歩道に隣接する箇所などは、手刈りで行うこと。また、幹周60cm以上の樹木のせん定については12m級リフト車を使用すること。
- (4) 施設等に損傷の恐れがある場合は、吊るし伐り等の適切な処置を行うこと。
- (5) その他、近隣住民からの苦情やトラブル、事故等のないように安全対策を講じること。
- (6) 樹木に消毒の必要が生じた場合は、速やかに甲(財団職員)に報告し、別途協議すること。
- (7) 作業後は作業場所を清掃し、せん定による発生材(廃棄物や残材)は、持ち帰り適切な方法で処分する。なお、リサイクル施設等へ持ち込む場合は、伝票(コピーも可)を提出するとともに、処分量について甲に報告すること。

7 報告書の作成、提出

作業ごとに作業開始前、作業実施中及び作業終了後の写真を撮影し、報告書を2部作成する。作成した報告書は、1部提出し、1部は乙が保存する。
なお、報告書の保存期間は5年とする。

8 関連法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関連する関係諸法令及び条例等を遵守して行うこと。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、別途協議する。

別表 1

令和2年度厚木市文化会館高木せん定業務対象樹木一覧

No.	樹木名称	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	ヤナギ					せん定 ※左記の樹木のうち、設計書のとおり幹周90cm以上の樹木をせん定すること。	
2	クスノキ						
3	スダジイ (シイノキ)						
4	シラカシ (カシノキ)						
5	マテバシイ						
6	施肥等					実施	

指示事項

- 1 肥料は、普通化成肥料8-8-8 (0.2kg / m²・同等品可) とする。
- 2 具体的な実施時期の業務予定表を提出すること。なお、天候等を考慮して作成すること。
- 3 作業日程に変更がある場合には、直ちに甲に連絡し、再度日程を調整すること。

平成 30 年度厚木市文化会館敷地内中高木せん定業務委託仕様書

公益財団法人厚木市文化振興財団（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に対して委託する「厚木市文化会館敷地内中高木せん定業務委託」の内容及び方法は、この仕様書に定めるところによる。

1 目的

厚木市文化会館（以下、「会館」という。）敷地内の中高木樹のせん定を行い、植栽木の健全な生育を促すことはもとより、美観の維持に努めるものとする。

2 業務内容

(1) 敷地内中高木樹のせん定に関する事。

南西面の高木については、大山（神奈川県伊勢原市・秦野市・厚木市の県境に位置する丹沢山系の標高 1,252m の山）を背景として景観を形成する会館の設計時の思想を反映し、施設内（大ホール 2 階及び 1 階のホワイエ）から大山が望めるよう、樹木の前回のせん定高さを確認の上、同等の位置までせん定する。

なお、常に樹形と景観との整合を図り、作業の実施にあたっては、その都度監督員（財団職員）の指示及び確認を受けるものとする。

(2) 樹木の施肥に関する事。

(3) その他、低木を除く樹木の管理に関する事。

(4) せん定廃棄物の処理に関する事。

3 委託期間

平成 30 年 12 月 14 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。

※ 施肥については、せん定を完了した後に実施するものとする。

5 敷地の概要

別図 1 による。

6 報告書の作成、提出

(1) 報告書の様式

作業ごとに作業開始前・作業実施中及び作業終了後の写真を撮影し、報告書を作成する。

(2) 報告書の提出

報告書は 2 部作成する。甲に 1 部提出し、1 部は乙が保存する。

なお、報告書の保存期間は 5 年とする。

7 特記事項等

- (1) 樹木に消毒の必要が生じた場合は、速やかに財団職員に報告し、別途協議すること。
- (2) 落葉による側溝、陸屋根等の排水機能及び会館に隣接する道路の機能の低下に配慮し、道路沿いの樹木については早急にせん定を行い、当該箇所の作業実施に当たっては、作業帯を明示するとともに、誘導員を配置し、安全に歩行者・通行車両等の誘導を行うこと。
- (3) せん定の際は、通行者に配慮し、特に歩道に隣接する部分などは、手刈りで行うこと。また、幹周 60 cm以上の樹木のせん定については、12m級リフト車を使用すること。
- (4) 作業後は作業場所を清掃し、作業で出たゴミや残材は、持ち帰り適切な方法で処分するものとし、処分量については必ず甲に報告すること。

平成 29 年度厚木市文化会館敷地内樹木管理業務委託仕様書

公益財団法人厚木市文化振興財団（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に対して委託する「厚木市文化会館樹木せん定等業務委託」の内容及び方法は、この仕様書に定めるところによる。

1 目的

駐車場を含む厚木市文化会館敷地内の樹木せん定を行い、美観を維持しながら、植栽木を健全に育成するものとする。

2 業務内容

(1) 敷地内樹木のせん定に関すること。

特に、常緑樹は強くせん定し、大ホール2階及び1階のホワイエから大山（神奈川県丹沢山系に位置する標高1,252mの山）が望めるようおおむね現在の高さの3/5程度とし、全体を合わせ、監督員（財団職員）の指示及び確認を受けるものとする。

(2) 樹木の施肥に関すること。

(3) その他、樹木管理に関すること。

(4) せん定廃棄物の処理に関すること。

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 せん定及び施肥の実施時期

別表1による。

5 敷地の概要

別図1による。

6 報告書の作成、提出

(1) 報告書の様式

作業ごとに作業開始前・作業実施中及び作業終了後の写真を撮影し、報告書を作成する。

(2) 報告書の提出

委託期間を前期（4月～9月）、後期（10月～3月）に区分し、各期終了後、報告書を2部作成し、甲に1部提出し、1部は乙が保存する。前期分で契約金額のおおむね50%の中間金額を支払い、残りは後期分終了の上、検査後に支払うものとする。

なお、報告書の保存期間は5年とする。

7 特記事項等

- (1) 消毒の必要が生じた場合は、速やかに財団職員に報告し、別途協議すること。
- (2) 落葉による排水機能及び道路機能の低下に配慮し、道路沿いの樹木については9月末ごろにせん定を行い、当該箇所の作業実施に当たっては、作業帯を明示するとともに、誘導員を配置し、安全に歩行者・通行車両等の誘導を行うこと。
- (3) せん定の際は、通行者に配慮し、特に歩道に隣接する部分などは、手刈りで行うこと。また、幹周60cm以上の樹木のせん定については12m級リフト車を使用すること。
- (4) 作業後は作業場所を清掃し、作業で出たゴミや残材は、持ち帰り適切な方法で処分すること。

平成 29 年度厚木市文化会館敷地内樹木管理業務対象樹木一覧 別表 1

No.	樹木名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	クスノキ	せん定											
2	シイノキ												
3	カシノキ												
4	マテバシイ	せん定											
5	ヤマモモ												
6	モッコク												
7	サルスベリ												
8	モミジ												
9	ザクロ												
10	ハナミズキ												
11	施肥等											実施	

- 指示事項 1 実施肥の肥料は、普通化成肥料 8-8-8 (0.2kg / m²・同等品可) とする。
- 2 具体的な実施時期の作業工程表を提出すること。なお、状況により、実施時期を変更せざるを得ない場合があるため、天候等を考慮して工程表を作成すること。
- 3 作業日程に変更がある場合には、直ちに甲に連絡し、再度日程を調整すること。

平成 28 年度厚木市文化会館落葉高木せん定業務委託仕様書

公益財団法人厚木市文化振興財団（以下、「財団」という。）が、受託者に対して委託する「平成 28 年度厚木市文化会館落葉高木せん定業務委託」の内容は、この仕様書に定めるところによる。

1 目的

敷地内の落葉高木ケヤキ 18 本とヤナギ 2 本について、せん定を行う。

2 履行場所

厚木市文化会館（厚木市恩名 1-9-20）

※ ケヤキとヤナギの位置については別図のとおり

3 履行期間（せん定の実施期間）

契約締結日から平成 29 年 2 月 6 日まで。

4 業務内容

(1) 高木のせん定及び刈込に関すること。

（強せん定及び強刈込とし、大ホール 2 階及び 1 階のホワイエから大山を望めるという開館当初の思想に基づき、おおむね現在の高さの 3/5 程度とし、全体を合わせ、財団職員の指示及び確認を受けるものとする。）

(2) せん定廃棄物の処理に関すること。

5 報告書の作成及び提出

作業ごとに作業開始前、作業実施中及び作業終了後の写真を撮影し、報告書を 2 部作成するものとし、業務完了後、直ちに作成した報告書を提出する。1 部を財団に提出し、1 部は受託者が保存する。なお、報告書の保存期間は 5 年とする。

6 特記事項等

(1) 天候等を考慮した具体的な作業日程の工程表を提出してから作業に当たること。

(2) 樹木等に消毒の必要が生じた場合は、財団職員に報告し、別途協議すること。

(3) 落葉による排水機能及び道路機能の低下に配慮し、道路沿いの樹木についてはすみやかにせん定を行い、当該箇所の作業実施に当たっては、作業帯を明示するとともに、誘導員を配置し、安全に歩行者・通行車両等の誘導を行うこと。

(4) 機械刈りの不適當な場所は、手刈りとし、幹周 60 cm 以上の樹木のせん定についてはリフト車を使用すること。

(5) せん定した枝葉は、まとめてすみやかに処理するとともに、樹木周辺のゴミ等も清掃すること。残材等については、持ち帰り適切な方法で処分すること。せん定枝は有機性資源であることから、たい肥化等での有効利用に努めること。

平成 27 年度厚木市文化会館敷地内樹木管理業務仕様書

公益財団法人厚木市文化振興財団が、受託者に対して委託する「平成 27 年度厚木市文化会館敷地内樹木管理業務委託」の内容は、この仕様書に定めるところによる。

1 目的

厚木市文化会館の敷地内（駐車場を含む）の樹木等の適切な維持管理を行う。

2 業務内容

(1) 樹木の剪定及び刈込みに関すること。

（強剪定及び強刈込みとし、大ホール 2 階及び 1 階のホワイエから大山が望めるよう概ね現在の高さの 3/5 程度とし、全体を合わせ、会館担当者の指示及び確認を受けるものとする。）

(2) 樹木の施肥に関すること。

(3) その他、樹木管理に関すること。

(4) 剪定廃棄物の処理に関すること。

3 業務委託期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

4 剪定、刈込み及び施肥の実施期間

別表 1 による。

5 敷地の概要

別図 1 による。

6 報告書の作成、提出

(1) 報告書の様式

作業ごとに作業開始前・作業実施中及び作業終了後の写真を撮影し、報告書を作成する。

(2) 報告書の提出

委託期間を前期（4 月～9 月）、後期（10 月～3 月）に区分し、各期終了後、直ちに報告書を 2 部作成し、甲に 1 部提出し、1 部は乙が保存すること。

なお、報告書の保存期間は 5 年とする。

7 特記事項等

(1) 4 月から 9 月実施分は夏期剪定、10 月から 3 月実施分は冬季剪定とする。

(2) 消毒の必要が生じた場合は、速やかに財団職員に報告し、別途協議することとする。

(4) 剪定の際は、通行者に配慮し、特に歩道に隣接する部分などは、手刈りで行うこと。

幹周60cm以上の樹木の剪定については12m級リフト車を使用すること。

(5) 作業後は作業場所を清掃し、作業で出たゴミや残材は、持ち帰り適切な方法で処分すること。

平成27年度厚木市文化会館樹木管理表 別表1

No.	樹木名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	クスノキ	剪定											
2	シイノキ												
3	カシノキ												
4	マテバシイ												
5	ヤマモモ												
6	モッコク												
7	タイサンボク	刈込											
8	サルスベリ												
9	モミジ												
10	ザクロ												
11	ハナミズキ												
12	ヤナギ												
13	ケヤキ							剪定					
14	ナワシログミ												
15	サツキ												
16	オオムラサキツツジ	刈込											
17	ヒラドツツジ												
18	ドウダンツツジほか												
19	施肥等											実施	

指示事項 1 実施肥の肥料は、普通化成肥料 8-8-8 (0.2kg / m²・同等品可) とする。

2 具体的な実施時期の作業工程表を提出すること。なお、状況により、実施時期の変更を余儀なくされる場合があるため、天候等を考慮して工程表を作成すること。

3 作業日程に変更がある場合には直ちに甲に連絡し、再度日程を調整すること。